

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

FA契約は、なぜ取締役会で審議されなかったのかーテラ社の関連当事者不記載事件

2019年7月19日、証券取引等監視委員会は、テラ社が有価証券報告書に関連当事者との取引を記載しなかったとして、約2.2億円の納付命令の勧告を金融庁に行った。テラ社は当時、社長のY氏が、医療法人B会を実質的に支配していたにもかかわらず、テラ社とB会との取引を「関連当事者との取引」として、有価証券報告書への記載をしていなかった。

2018年6月13日開催の取締役会において、テラ社の連結子会社テラファーマへの投融資資金として治験実施のための研究開発に係る費用の一部に充当するため、総額約18億円の株式発行（本件ファイナンスという）を決議した。その際、FA（ファイナンシャルアドバイザー）契約については、審議されずに終わったが、その背景には、B会との関係を隠そうとするY氏の意図が働いていたと、第三者委員会（2019年9月13日調査報告書）は見ている。

1. テラ社とB会

テラ社はがん免疫療法の研究開発と医療支援サービス提供を行っている。2009年ジャスダック上場。競合先の増加などに加え2017年、免疫療法を受けていた著名人が死去し、がん免疫療法に対するイメージが悪化したなどから業績が悪化した。上場廃止基準の一つ、キャッシュフローの赤字が4期連続すると上場廃止になることから、Y氏が実質的に支配するB会（基金拋出型医療法人）に対する滞留債権の返済が急務とされた。

B会はがん治療専門の4つのクリニックを傘下に持ち、テラ社はB会に対し、樹状細胞ワクチン療法の技術・ノウハウ提供により、売上を計上、テラ社の売上の約3割を占めている。

Y氏は形式的にはB会に基金を拋出しておらず、B会の理事でも社員でもないが、B会理事長名義の印鑑や銀行口座の通帳等を自ら管理する等、実質的にコントロールしている。そして、Y氏自身が保有する会社がB会から毎月数百万円の報酬を得ていた時期もあった。

2. 2017年のY氏の株式売却

Y氏は、B会からの滞留債権回収を目的に、Y氏が所有するテラ社株式をU社に譲渡し、得た資金をY氏が設立したD社経由でB会に流し、B会はこれをテラ社への支払いに充てるというスキームを企てたが、テラ社内でこのスキームは、会計監査人からも疑問視され、社内からも、法令上問題があるとの疑問が呈されて頓挫した。

2017年2～5月、外部法律事務所に委託して、当株式売却の経緯、資金使途、相手方等の調査を行ったが、Y氏は自分の資産運用や借入金返済のためであり、B会とは無関係で

ある旨の虚偽の供述を行った（初期の目的は頓挫したため結果として供述通りとなった）。

この調査（第三者委員会は、「監査役会が主導した 2017 年株式売却に係る調査ではその第一次的な目的が判明しなかった」と述べている）を受けて、取締役会と監査役会は、Y 社長の保有するテラ社株式が好ましくない筋に流出することを懸念し、Y 社長に対し、発行済株式総数の 1%以上を売却する場合は、事前に取り締役会及び監査役会の許可を得る旨の誓約書の差入れを要請、Y 社長は差入れたが、守られることはなかった。

3. FAをA社に決定したいきさつ

Y氏及び取締役KS氏は、AB社からの紹介でF社がB会に金銭を貸付け、B会から滞留債権を回収した。これにより営業キャッシュフローは黒字化し、上場廃止リスクを免れた。ただし、今後、F社を紹介してもらったAB社に対して、Y氏及びKS氏は治験費用確保のための増資を実施する際にはAB者を優先的に取り扱う旨を述べた。

B会は、F社への返済に迫られることになる。Y社長はテラ社の法務支援業務を委託しているAC社の代表取締役のAD氏を介してAF氏と面談、AF氏は、Kファンドを紹介、B会はKファンドから借入（年率 15%。Y氏が連帯保証。Y氏がB会の印鑑を持参し金銭消費貸借契約に押印した）を行い、これをF社への返済に充てることになった。この借入れに際して、Y氏は、テラ社増資の際は、AF氏の指定する先を優先的に取り扱うことを承諾し、AD氏に対し、AF氏との協議内容をKS氏に伝えるよう指示した。

なお、Y氏は、自分のテラ社株式を売却しているが、その一部はB会に対する資金の提供であったと認められ、また一部はKファンドに渡っている。（報告書 17 頁）

Y氏は、自己のテラ社の株式売買に際して、内部者取引防止規定に反して、法務担当部門長経由内部者情報管理統括責任者に申請せずに行い、また誓約書に反して、取締役会及び監査役会の事前の許可を得なかった。

2018年2月7日、KS氏、AD氏、AF氏で打ち合わせ、増資に際しての割当先選定を事実上拘束する趣旨で、AF氏の要請でAF氏の友人であるG氏が代表取締役を務めるA社をテラ社のFA（ファイナンスアドバイザー）にすることが決定され、AD氏のドラフトをほぼ受け入れる形で、2月9日に、締結された。

2019年4月2日、KS氏、法務担当者、AD氏、AF氏、A社担当でキックオフミーティングが行われ、（増資に向けての）ファイナンスに関する、発行スキーム、発行数、割当先等を具体的に議論した。またKS氏は内部監査室長のAG氏とFA契約を見直した。報酬は資金調達金額及び資本の異動額の5%相当額とし、他の第三者に対してのアドバイザー業務を委託した場合は違約金 5000 万円を支払う旨の条項等が規定されていた。

2018年5月24日、AG氏と共にA社を訪問、契約日付を4月2日に変更することと違約金条項の削除を求めたが、結果的には、日付の変更に留まった。

第三者委員会は、テラ社はA社をFAに選定することの是非を慎重に検討の上、契約条件につきA社との間で十分に交渉すべきであった。ちなみに、テラ社は、A社のFAとし

ての実績やバックグラウンドや反社チェックも行っていない。

A C社（AD氏）は、法務支援業務の責任を果たしていないどころかテラ社の利益に反する行動をとっており、また、K S氏とY氏のコミュニケーション不足は否定できないと第三者委員会は指摘する。（報告書 24～25 頁）

4. F A契約の取締役会での審議は？

2018年5月11日開催の取締役会では資金調達が報告議案となっていたが、このF A契約は報告すら行われていない。

2018年6月13日開催の取締役会において、テラ社の連結子会社テラファーマへの投融資資金として治験実施のための研究開発に係る費用の一部に充当するため、本件ファイナンスを行うことを決議した。本件ファイナンスにおいて発行される株式の割当先は、いずれもA 1ファンドであった。本ファイナンスによって調達される資金は約18億円、その内1.2億円がファイナンシャル・アドバイザー等としてA社に支払われると想定されていたにもかかわらずF A契約についての報告も決議もされなかった。

監査役がF A契約について知ったのは、1か月後の7月13日、AD氏からE監査役（社外。会計士）に、本件ファイナンスの割当先はB会のリファイナンスの経緯から事実上決定されていたことが伝えられた。つまり、監査役には、F A契約について全く知らされないまま、本件ファイナンスの取締役決議を行ったのである（2018.10.16 第三者調査報告書の補足説明7頁）。

これに対して、執行側は、6月13日の取締役会以前に、監査役を含む各役員にA社との間で5%の報酬を支払う旨のF A契約を締結しているなどの資料をメール送信しているのだから、疑義があれば、取締役会で追求できたはずであると反論している。

第三者委員会は、「テラ社の決済基準には、営業経費及び一般経費の支出とそれに関する契約は、1億円未満であれば社長、1億円以上は取締役会となっているが、本件F A契約は報酬は資金調達額及び資本の異動額の5%相当額とされており、成果によっては1億円以上になる可能性があった。当該契約に基づき支払うべき報酬額の合理的見込に基づき取締役会決議の可否を判断することが適切である」とし、6月13日の取締役会の議事録には、本件F A契約の内容が決議された旨の記載はないと述べている（同補足説明8頁）

5. その後の状況

2018年9月13日、第三者委員会調査報告書提出日に開催された取締役会にてY氏に対する代表取締役社長の解職を決議した。株式売却手続き違反、誓約違反等で責任追及されたものである。

2019年5月17、「第三者委員会調査結果に対する当社見解について」公表 日本取引所自主規制法人及びその他の外部機関からの指摘を受けて、取締役会にて、再度第三者委員会の調査報告書を精査し、特段の疑義はないとの結論に達した。2018年10月3日及び同

年10月16日の、第三者委員会に対する当社の主張を取下げ、HPから削除することを決定。B会（医療法人）は有価証券報告書において、関連当事者として記載した。

2019年7月19日、「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告及び特別損失の発生に関するお知らせ」にて、特段の理由がない限り事実及び納付すべき課徴金の額を認める方針である旨を公表した。なお、Y氏に対しては、責任の所在を明確にし、損害賠償等の責任追及も視野に入れて検討するとしている。

その後、金融庁長官より同年7月29日付審判手続き開始決定通知書を受領し、その内容につき専門家の意見を踏まえて検討した結果、同年8月15日の取締役会において、本通知書に対して否認し、これを争う旨の答弁書を提出することを決議した。方針変更の理由等は明らかではない。見守っていきたい。

私のコメント

1. 役員・社員が自社株式の売買に際しては、申請書を担当部署に提出し、承認を得なければならない、といった基本的なコンプライアンスをきちんと守ることがいかに重要であるかを教えてくれる。もし、Yが申請書を提出していたら、担当部署は、役員や大株主である社長が売買するときのチェック項目を当たり適切に処理しなければならない。

例えば、①**売買報告書の提出義務（金融商品取引法第163条）** 上場会社等の役員及び主要株主に該当する場合は、自社株式等を売買した場合、その売買に関する報告書を売買を委託した金融商品取引業者を経由して、翌月15日までに財務局に提出することが義務付けられている。②**短期売買利益返還の請求（金融商品取引法第164条）** 上場会社等の役員及び主要株主に該当する場合は、自社株式等について、6ヶ月以内に売買を行い、利益を得た場合には、上場会社等は、その役員及び主要株主に対して、売買によって得た利益を会社に提供するよう請求を行うことができます。（職務又は地位により取得した秘密を不当に利用した取引の防止を目的）

さらに、インサイダー取引の疑いがないか、テラ社のY氏のように誓約書違反がないかどうか等当たっていたら、事件にはならなかった可能性がある。

2. B会への売上が3割にもなる。しかもB会には多額の滞留債権がある。B会を使って、テラ社の損益調整が行われていたのではないかと疑いたくなる。しかもY氏が実質的に支配しており、B社とY氏個人との取引も不透明である。従って、関連当事者の取引と認識して、テラ社にとって重要な取引先であるならば、取引の透明化を図る必要がある。

3. 不思議な人物がいる。FA契約を主導したAD氏である。彼は2017年1月～3、内部監査室長を務め（報告書50頁）、その後、AC社の代表取締役となり、テラ社の法務支援業務の委託を受ける。このAD氏、2017年の株式売却に際しては、譲渡後にその情報（B会がらみの：眞田）に接し、業務執行側に懸念を伝えたものの、監査役会との連携をしなかったという（同50頁）。もし連携してれば、監査役会はB会がらみの実態を把握できたであろう。

ついで、本件ファイナンスにおいてはAC社（AD氏）は、法務支援業務の責任を果たしていないどころかテラ社の利益に反する行動をとっていると第三者委員会は指摘しているが、具体的には、FAの選定の経緯の不適切さ、契約条件の検討・交渉の不十分さについて、テラ社に何らの助言もせず、テラ社に不利益となる違約金条項を含んだFA契約書のドラフトを送付する等、法務支援業務の提供者としての適性に欠くと述べている。

法務支援業務や監査の外注化などに際しては、監査役会は慎重に対処する必要がある。

4. 2019年3月6日付監査役会監査報告書 第三者委員会の調査報告書に関連する適時開示について、当社は、社外取締役及び監査役会からの意見及び求めを重視していない場合があり、監査役会として改善を求めている、との記載がある。重い言葉である。